第1号様式(第3条関係)

年 月 日

誓約書

(宛先) 港区長

私は、港区客引き行為等の防止に関する条例(以下「条例」という。)を遵守し、 港区における客引き行為等の防止に関する活動に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

- 1 条例第6条の規定「事業者の責務」を遵守し、公共の場所における客引き行為等 を防止するため、従業員への指導、監督その他必要な措置(客引き行為又は勧誘行 為を外部事業者に委託しない等)を講じるよう努めます。
- 2 条例第7条の規定「客引き行為等の禁止」を遵守し、自らの営業に関して、公共 の場所における客引き行為等(条例第2条第2項に規定する行為)を行いません。
- 3 条例第8条の規定「客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止」を遵守し、客 引き行為又は勧誘行為を用いた営業を行いません。

住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名)

営業所の所在地

営業所の名称等 (屋号等)

営業許可の番号

留意事項

- (1)誓約書を提出した事業者には、条例第9条第2項に基づく証票を交付します。
- (2)誓約書を提出した後、この誓約書に記載した事項に違反したときは、条例第9条第3項の規定により、交付された証票を区長に返還しなければなりません。

港区処理欄: 第 号

港区客引き行為等の防止に関する条例(抄)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)公共の場所 区内の道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で 公共の用に供されるものをいう。
- (2) 客引き行為等 次に掲げる行為をいう。
 - イ 客引き行為(通行人等不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるように勧誘する行為をいう。)
 - ロ 客待ち行為(イに規定する客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為をいう。)
 - ハ 勧誘行為(通行人等不特定の者の中から相手方を特定して行う次に掲げる行為をいう。)
 - (イ)人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように勧誘する行為
 - (ロ) わいせつな行為に係る姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラ その他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘する行為
 - ニ 勧誘待ち行為(ハに規定する勧誘行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為をいう。)

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し区が実施する施策に協力するよう 努めるものとする。
- 2 事業者は、公共の場所における客引き行為等を防止するため、従業員への指導、監督その他必要 な措置を講ずるよう努めるものとする。

(客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所において客引き行為等をしてはならない。

(客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止)

- 第8条 事業者は、公共の場所において第2条第2号イに規定する客引き行為をした者又は当該行為 に関係のある者から紹介を受け、当該行為を受けた者を客として自らが営む営業所等に立ち入らせ てはならない。
- 2 事業者は、公共の場所において第2条第2号ハに規定する勧誘行為をした者又は当該行為に関係 のある者から紹介を受け、当該行為を受けた者を自らが営む営業所等で当該行為に係る役務等の従 事者として従事させてはならない。

(誓約書の提出)

- 第10条 区長は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものに対し、前2条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求めるものとする。
- 2 区長は、前項の規定により誓約書を提出した者に対し、誓約書を提出したことを証する証票を交付するものとする。
- 3 前項の規定により証票の交付を受けた者は、誓約書に記載した事項に違反したときは、交付され た証票を区長に返還しなければならない。